

理由

税関手続その他の輸出入等に関連する手続に関する業務のより一層の迅速かつ的確な処理を図るため、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務について、関税の更正請求手続等を追加する等所要の改正を行う必要があるからである。